

農試第10127号
令和5年9月19日

各関係機関の長 様

福井県農業試験場長
(公印省略)

農作物病害虫発生予察特殊報第1号の送付について

このことについて、下記のとおり発表しましたので送付します。

連絡先	福井県農業試験場 病害虫防除室	
TEL	0776-54-9315(直通) 0776-54-5100(代表)	
FAX	0776-54-6403	
E-mail	byogaichu-boujo@fklab.fukui.fukui.jp	
URL	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/noushi/kankyo/boujyo.html	

令和5年農作物病害虫発生予察特殊報第1号

トマト立枯病の発生初確認

- 1 病害虫名 トマト立枯病
- 2 病原菌名 *Fusarium solani-melongenae*(*Haematonectria ipomoeae*)
- 3 発生植物 トマト

4 発生経過

令和5年7月に、福井県内のトマト養液栽培施設において、地際部がひび割れ黒変し、赤い子のう殻が複数形成されている株を確認したため、名古屋植物防疫所伏木富山支所小松空港出張所に遺伝子解析による同定を依頼した結果、本県では未確認の *Fusarium solani-melongenae*(*Haematonectria ipomoeae*) が検出され、トマト立枯病であることが判明した。国内での本病の発生は、平成2年に愛知県で初めて確認された後、宮崎県、広島県、三重県、岐阜県、佐賀県および福岡県で発生が報告されている。

5 病徴

発病すると、地際部や葉かき跡を中心に茎が黒く変色し、ひび割れ症状がみられる(写真1)。茎内部まで症状が進行すると、株全体が萎れ、枯死する。罹病部表

面に赤い子のう殻を多数形成している場合がある（写真2）。本病原菌は、トマト以外に、ナス、ピーマン等に立枯病を引き起こすことが知られている。

6 伝染経路

詳しい伝染経路は不明であるが、土壌中等の罹病残渣に付着している病原菌が伝染源となり、発病後は形成された分生子や子嚢胞子の飛散により二次感染を引き起こすと考えられる。

7 防除対策

- (1) 令和5年9月現在、本病に対する登録農薬はないため、耕種的防除で対応する必要がある。
- (2) 発病株は伝染源となるため、直ちに抜き取り、袋に密閉して速やかにほ場外へ持ち出し処分する。
- (3) 土耕栽培では定植前に太陽熱利用等による土壌消毒を実施する。養液栽培では生産資材の交換や消毒を実施する。
- (4) 栽培終了時には植物残渣などを残さないようにし、施設内の衛生管理に努める。
- (5) 施設出入りの際は、靴の履き替えや靴底の消毒など施設内の衛生管理に努める。



写真1 地際部の黒変、ひび割れ



写真2 罹病部に形成された赤い子のう殻